

パブリック・コメント手続の結果

横須賀市地域防災計画（原子力災害対策計画編）
の改訂について

平成30年（2018年）2月2日
横 須 賀 市

お問い合わせ先：市民安全部 危機管理課

電話 046-822-8226（直通）

I 市民等からの意見の集計結果

1 パブリック・コメント手続の期間

平成 29 年（2017 年）11 月 10 日（金）～平成 29 年（2017 年）12 月 1 日（金）

2 提出者数と意見数

提出者数 1 人 意見数 3 件

3 提出方法別の人数

提出方法	人 数
持ち込み	0 人
郵送	0 人
ファックス	1 人
電子メール	0 人
合 計	1 人

4 項目別の意見数

項 目	件 数
第 1 編 原子力施設等	
第 1 部 総則	
第 2 章 計画の前提	1 件
第 2 部 災害予防計画	
第 5 章 避難誘導體制等の整備	1 件
第 3 部 災害応急対策計画	
第 6 章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	1 件
合 計	3 件

Ⅱ 意見の概要と市の考え方

第 1 編 原子力施設等

《第 1 部 総則》

第 2 章 計画の前提

第 3 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

No.	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>文章の記載について。</p> <p>（改訂案） 原子力災害対策指針に規定されている「ウラン加工施設（敷地境界から 500m 以内での取扱量が 0.008TBq 未満の加工施設）」のとおり、<u>以下の範囲とする。</u></p> <p>（修正案） 原子力災害対策指針に規定されているとおり、<u>以下の「ウラン加工施設（敷地境界から 500m 以内での取扱量が 0.008TBq 未満の加工施設）」の範囲とする。</u></p> <p>（修正案）の文章のようにした方が、理解しやすいのではないか。</p>	1 件	原子力災害対策指針に規定された基準をまず示し、それに基づいた対象地域を別表で示す記載方法をとっているため、このような記載となっております。

《第2部 災害予防計画》

第5章 避難誘導體制等の整備

第2節 避難誘導體制の整備

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>1 避難計画の策定</p> <p>市民安全部及び消防局は、あらかじめ国、県、原子力事業者の協力のもと、<u>屋内退避</u>のための計画を策定する。</p> <p>期限をつけることが重要と思われる。</p> <p>（修正案）</p> <p>あらかじめ国、県、原子力事業者の協力のもと、<u>屋内退避</u>のための計画を（平成30年〇月〇日の改訂後3ヶ月以内に）策定する。</p>	1件	地域防災計画は、本市が災害時にとるべき対策と体制について規定するものなので、文章中への期限等の記載は考えておりません。

《第3部 災害応急対策計画》

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第1節 避難・退避措置

No,	意見（概要）	件数	考え方（対応）
1	<p>放射性物質の放出に伴う被ばくから住民等を防護するため、<u>「屋内退避」及び状況に応じて「避難」の措置を講じる。</u></p> <p>“状況に応じて”が発災時に於いて一番判断が難しいことであり、誤った状況判断によっては避難指示を下した側は責任を追及されることとなる為、状況の具体的な例を盛り込むことが望ましいのではないかと？</p>	1件	<p>避難措置に及ぶ具体的な状況については、(改訂案)第2部 第5章 第1節 原子力災害対策指針に規定する緊急事態対応において、</p> <p><u>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難など必要な措置を講じる。</u></p> <p>としており、国の原子力災害対策指針に定められたOILに基づき、国等から指導・助言を得て、避難措置をとることになるため、原案による表記が適当であると考えます。</p>